

台風により被害を受けた皆様方に

心からお見舞い申し上げます

台風 18 号の影響により被害を受けた皆様へ

－申告期限の延長措置等が受けられます－

平成 27 年 9 月 9 日から 10 日に掛けて発生した台風 18 号の影響により、国税についての申告、申請、納付などを期限までにできない方は、管轄の税務署長に対し申告・納付等の期限についての延長を申請することができます。

また、その他裏面に記載の国税の納税の猶予、軽減・免除等を受けることができます。

詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

関東信越国税局・税務署

納税の猶予

財産に被害を受けたため税金を一時に納付することができない方は、その申請により1年以内（事情によっては更に1年）の範囲で納税の猶予が受けられます。

所得税の軽減・免除

災害により住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告において、次のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部を軽減することができます。

- 1 住宅・家財などの損害額、又は、災害関連支出が一定金額を超えた方は、雑損控除として、その超えた額が課税対象から控除されます。
- 2 住宅や家財の半分以上に損害を受け、しかも所得金額が一定金額以下の方は、災害減免法の規定により所得金額に応じて、所得税の全部又は一部が軽減されます。

相続税・贈与税の軽減・免除

1 災害が申告期限前の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、課税価格の計算に際し、災害減免法の規定により、それらの財産の価額から被害を受けた部分の価額が控除されます。

2 災害が申告期限後の場合

相続又は贈与により取得した財産が被害を受けた場合には、災害のあった日以後に納付すべき相続税額・贈与税額（延納中又は延納・物納申請中の税額等に限られ、滞納中の税額は除きます。）が、災害減免法の規定により被害の程度に応じて免除されます。

源泉所得税の徴収猶予又は還付の申請

住宅や家財に損害を受けた方は、災害減免法の規定により、給与などに対する源泉所得税の徴収猶予又は還付が受けられます。

被災酒類等の救済措置

酒類、たばこ、揮発油など（以下「酒類等」という。）の販売業者の方が販売のために所持していた酒類等が、災害により亡失、滅失又は本来の用途に供することができなくなった場合には、販売業者の方からの申請に基づき、酒税、たばこ税、揮発油税などの税相当額について、災害減免法による救済措置が受けられます。

平成____年____月____日

税務署長殿

(〒)

申請者 住 所

(所在地) _____

(電話)

氏 名

(名 称) _____^印

災害による申告、納付等の期限延長申請書

自平成____年____月____日
の _____ により被害を受けましたので、下記のと
至平成____年____月____日

おり、申告、納付等の期限の延長を申請します。

記

申 請 内 容			※ 処 理
期 限 の 種 類	法 定 期 限	申 請 期 限	
	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
	年 月 日	年 月 日	
被 災 状 況		参 考 事 項	

(注) 1 この延長申請書は、原則として災害のやんだ日から1か月以内に申請してください。

2 ※印の欄の記入は要しません。

※ 決 裁	署 長	副署長	総務課長、統括官	担当者	※ 決 議	平成 年 月 日
					※ 通 知	平成 年 月 日 第 号・口頭・()

「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載要領等

- 1 この「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は、災害その他やむを得ない理由により、申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収（以下「申告、納付等」という。）を、その申告、納付等の期限までにできない場合に、期限延長の指定を受けるために提出するものです。
- 2 「自平成____年____月____日
至平成____年____月____日」には、災害により最初に被害を受けた日及び災害のやんだ日を記載してください。
- 3 「の_____により」には、災害の原因の種類又は名称を記載してください。
例：火事、台風第〇号
- 4 「期限の種類」欄には、延長を申請する申告、納付等をその種類ごとに記載してください。
例：法人税確定申告及び納付
源泉所得税の納付（〇月分）
- 5 「法定期限」欄には、期限延長の指定を受けようとする申告、納付等に係る法定期限を記載してください。
- 6 「申請期限」欄には、延長の指定を受けようとする期日を記載してください。
- 7 「被災状況」欄には、被災の状況、程度等を簡単に記載してください。